



資源・エネルギー循環の形成

● 資源・エネルギー循環型社会への転換が不可欠

我が国では、資源・エネルギーの供給源の海外への依存、資源・エネルギーの消費量増加による環境負荷の増大、地球温暖化による影響の顕在化等の課題があります。これらの課題に対応するために、従来のエネルギー消費型の社会から資源・エネルギー循環型社会への転換が不可欠となっています。

国土交通省でも廃棄物の代表的バイオマスである下水汚泥の利活用を積極的に推進するため「バイオマス利活用事業」が2003年度に創設され、資源・エネルギー循環型社会への転換を支援するために、2012年7月から「再生エネルギーの固定価格買取制度」が開始されました。

さらに、民間活力の導入を促進するため、1999年に施設の建設、運営等に民間の資金とノウハウを活用するPFI法(2023年改正)が施行となり、2011年6月には民間事業者による実施方針の提案制度、公共施設等運営権に係る制度が創設されています。

今後は、官民協力の下、資源・エネルギー循環型社会への転換が進んでいきます。

● バイオマス利活用事業

■ バイオマス利活用事業 (新世代下水道支援事業制度ーリサイクル推進事業ー)

下水汚泥とその他のバイオマス(生ゴミ、家畜排泄物、剪定廃材等)を共同処置するための事業(ただし、対象とするバイオマスの1/2以上を下水汚泥が占め、かつ得られるエネルギーを下水処理場内で有効利用する場合に限る)

- | | |
|------------|--|
| 1. 対象とする施設 | ①共同処理施設(消化槽)
②消化ガス利用施設 |
| 2. 補助率 | 下水汚泥と他のバイオマスの投入割合により通常補助率と1/4補助率で按分する。 |
| 3. 留意事項 | 生ゴミ等を産廃物として受け入れる場合は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の適用が及ぶこと。 |

日水コンでは、汚泥の処理・処分、有効利用に関する調査・計画や事業化検討に携わった経験を生かし、バイオマス利活用事業の事業化のあり方や事業化可能性に関わる調査、アドバイザー等をお手伝いいたします。

なお、事業化に当たって民間活力導入を検討される場合は、リーフレット「民間活力導入支援」をご覧ください。

● 循環型社会の形成に向けた今後の下水道のあり方

下水汚泥については、焼却による減量化等から、バイオガス、汚泥燃料、コンポスト等の資源・エネルギーとしての活用・再生に転換

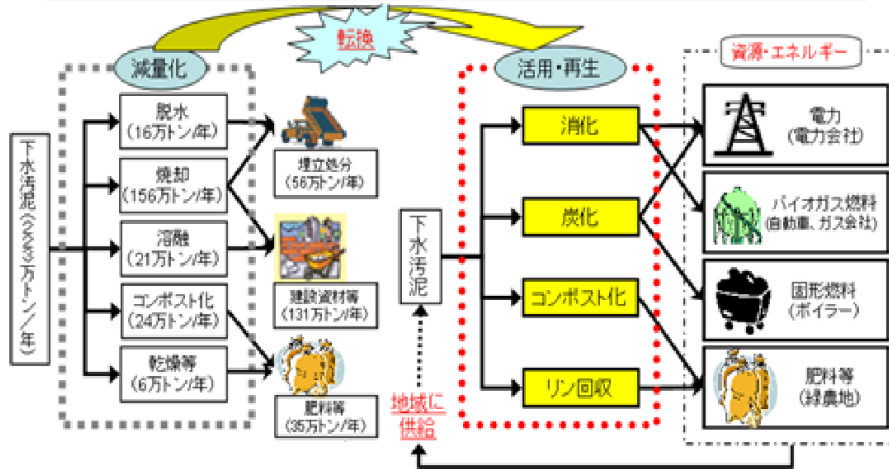


図1 循環型社会の形成に向けた今後の下水道のあり方（出典：国土交通省HPより）

● 事業化検討フロー（バイオマス利活用事業の検討例）

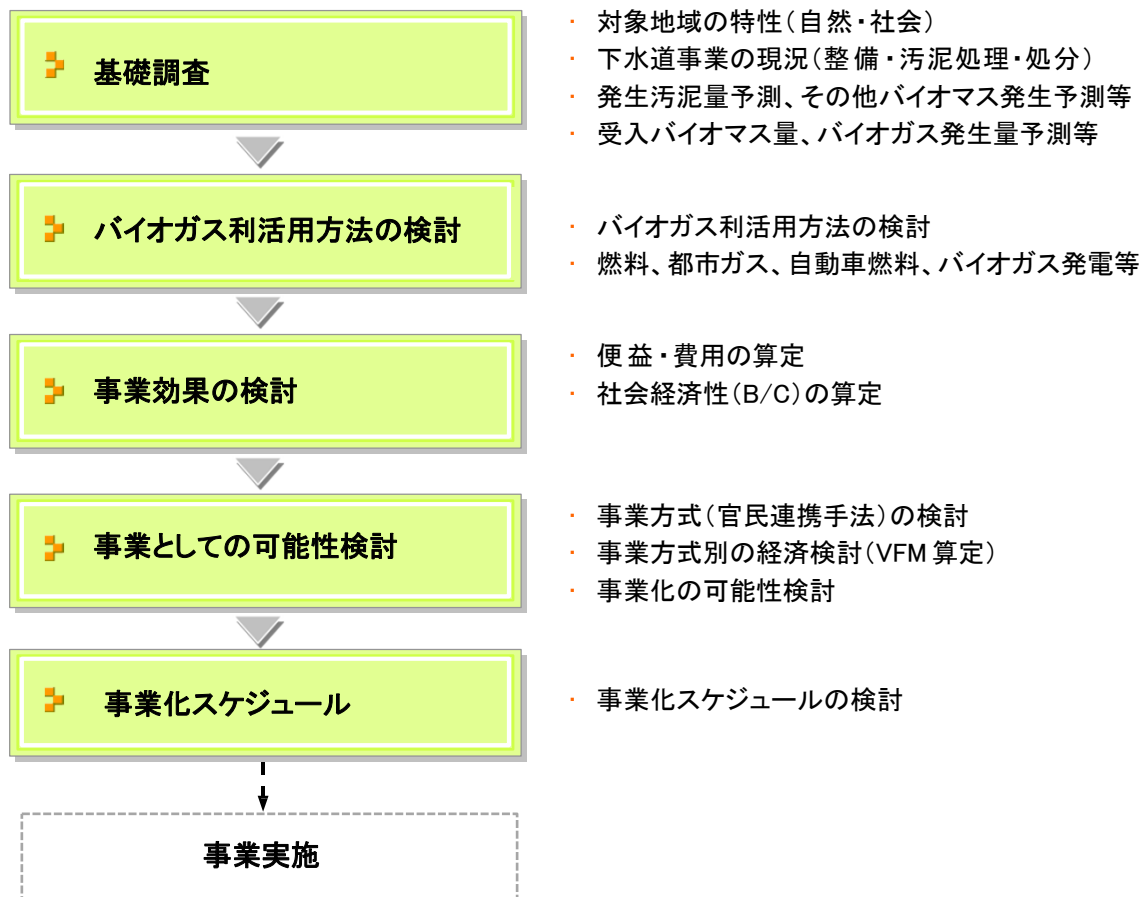


図2 事業化検討フロー

